

【資料 2-2】

< 議題 >

(2) 令和 5 年度地域包括支援センター運営方針（案）

行田市地域包括支援センター運営方針 新旧対照表

新	旧
<p>令和 5 年度 行田市地域包括支援センター運営方針</p> <p>目次 (略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 地域包括支援センターの目的</p> <p>地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していく中で、地域包括ケアシステムの確立を目指します。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指すとともに、<u>地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制の中心的機関となることを目指します。</u></p> <p>III (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>IV 業務推進の指針</p> <p><u>地域包括支援センターの業務推進のため、以下の指針を定めます。</u></p> <p>1～4 (略)</p>	<p>令和 4 年度 行田市地域包括支援センター運営方針</p> <p>目次 (略)</p> <p>I (略)</p> <p>II 地域包括支援センターの目的</p> <p>地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していく中で、地域包括ケアシステムの確立を目指します。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指します。</p> <p>III (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>IV 業務推進の指針</p> <p>1～4 (略)</p>

5 地域包括ケアシステム及び地域共生社会の構築への取組み

市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、本人の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活上の安全、安心、健康を確保するための医療や介護、介護予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援が適切に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めています。

地域包括支援センターは、この中心となって、サービス利用のコーディネートを行うほか、民生委員、地域包括支援センター相談協力員をはじめとした地域住民、医療機関、介護保険事業者などの協力を得て、ネットワークの充実を図ります。

また、多職種による地域ケア会議を開催し、困難事例の解決に努めるとともに、地域課題の発見や地域づくり及び資源開発に努めます。

なお、相談支援を担う地域包括支援センターは、平成 29 年に改正された社会福祉法（平成 26 年法律第 45 号）に基づき、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎます。

6～7 （略）

V 具体的な業務

市は重点課題として、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年に向け、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、自立支援・重度化防止に取り組み、要介護状態になることを遅らせることに資するとともに介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護に加えて、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築と深化、推進を目指します。

地域包括支援センターは、以下の事業の実施に当たり、市が行う施策について十分に理解し、協力します。

5 地域包括ケアシステム構築への取組

市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、本人の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活上の安全、安心、健康を確保するための医療や介護、介護予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援が適切に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めています。

地域包括支援センターは、この中心となって、サービス利用のコーディネートを行うほか、民生委員、地域包括支援センター相談協力員をはじめとした地域住民、医療機関、介護保険事業者などの協力を得て、ネットワークの充実を図ります。

また、多職種による地域ケア会議を開催し、困難事例の解決に努めるとともに、地域課題の発見や地域づくり及び資源開発に努めます。

6～7 （略）

V 具体的な業務

市は重点課題として、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年に向け、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、自立支援・重度化防止に取り組み、要介護状態になることを遅らせることに資するとともに介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護に加えて、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築と深化、推進を目指します。

地域包括支援センターは、以下の事業の実施に当たり、市が行う施策について十分に理解し、協力します。

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

第1号介護予防支援事業は、総合事業のうちチェックリスト該当者に対して介護予防及び日常生活支援を目的として適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う業務です。

本事業の実施に当たっては、障害者総合支援法において、従来から対象者の支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるように留意します。

また、利用者の同意を得た上で、サービス提供事業者と医師、歯科医師及び薬剤師などの医療関係者と情報を共有し、自立支援に向けたサービスの提供に努めます。

なお、当該事業の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとします。

(2) 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものです。（介護保険法（以下、「法」という。）第115条の45第2項第1号）。

本業務の実施においては、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援及び複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援を行います。

具体的な業務内容は、以下の①から③です。

①～② （略）

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

第1号介護予防支援事業は、総合事業のうちチェックリスト該当者に対して介護予防及び日常生活支援を目的として適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う業務です。

この事業の実施に当たっては、必要に応じて、障がい者福祉サービスの相談支援員と連携し、制度間のサービス継続が円滑に行われるように留意します。

また、利用者の同意を得た上で、サービス提供事業者と医師、歯科医師及び薬剤師などの医療関係者と情報を共有し、自立支援に向けたサービスの提供に努めます。

なお、当該事業の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとします。

(2) 総合相談支援業務

①～② （略）

③ 地域支援ネットワーク構築業務

効率的・効果的に地域包括支援センターの業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うことで、更なる問題の発生を予防するために、地域支援ネットワーク会議の開催のほか、各自治会から選出された相談協力員の育成を行います。

また、ご近所型介護予防事業である「百歳体操」の普及啓発に努め、健康相談・教育等を実施し、いきいきサロンやシニアクラブ等の高齢者の団体と日頃から連携を図り、実際の活動に活用できるよう支援します。

さらに、介護予防や生活支援を展開するため生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参加により、生活支援等の基盤となるネットワークを構築します。

以上の活動により、閉じこもり等による生活不活発症候群やフレイルの予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を行うことができるようにします。

(3) 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものです。

具体的な業務内容は、以下の①から④です。

①～④ (略)

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で

③ 地域支援ネットワーク構築業務

効率的・効果的に地域包括支援センターの業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うことで、更なる問題の発生を予防するために、地域支援ネットワーク会議の開催のほか、各自治会から選出された相談協力員の育成を行います。

また、「百歳体操」の普及啓発に努め、健康相談・教育等を実施し、いきいきサロンやシニアクラブ等の高齢者の団体と日頃から連携を図り、実際の活動に活用できるよう支援します。

さらに、介護予防や生活支援を展開するため生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参加により、生活支援等の基盤となるネットワークを構築します。

以上の活動により、閉じこもり等による生活不活発症候群やフレイルの予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を行うことができるようにします。

(3) 権利擁護業務

①～④ (略)

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです。

具体的な業務内容は、以下の①及び②です。

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

病院・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の活力）を活用できるよう、在宅医療・介護連携推進事業（法第115条第2項第4号）で開発された連携ツール「市民と医療・介護連携のための行田市入退院調整手引き」や「わたしの人生ファイル」等を介護支援専門員に普及する等、地域の連携・協力体制を整備します。

② （略）

(5) 地域ケア会議の充実

介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援要請事例等について、多職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア会議の充実に努めます。

地域ケア会議は、本会議の構成員間で本人の同意なく必要な情報を共有できることを制度上可能とすることで、円滑に必要な支援につなげていくことを目的とするものですが、実際の運用に当たっては、同意を得ることが困難であり、かつ、高齢者の日常生活を支援するために特に必要がある場合を除き、本人の意思を尊重し、あらかじめ本人の同意を得るよう努めます。

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

病院・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の活力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

② （略）

(5) 地域ケア会議の 充実

介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援 要請事例等について、多職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア会議の充実に努めます

(6) (略)

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、市と協働で医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するため、多職種合同意見交換会や研修会等に協力及び参加するほか、多職種間の顔の見える関係の構築及び「市民と医療・介護連携のための行田市入退院調整手引き」等の連携ツールを普及し、活用を促進します。

(8)~(9) (略)

VI 機能強化型地域包括支援センターの設置等

平成 26 年 6 月の介護保険法改正により、地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」や「認知症総合支援事業」等が位置付けられました。

このため、従来の地域包括支援センターの業務に加えて、社会福祉法人清幸会に設置している地域包括支援センター緑風苑を、以下の業務を担う機能強化型地域包括支援センターとして指定し、地域包括ケアシステムの推進につなげていきます。

1 機能強化型地域包括支援センターの業務

以下の事業は市内全域を対象とします。

(1) 認知症施策での業務

認知症地域支援推進員 1 名以上 を配置し、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を取りまとめ、地域における認知症の課題の把握を行うとともに、個別ケースに対して認知症初期集中支援チームの活用等の調整の他、協働で支援を行います。

(6) (略)

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、市と協働で医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するため、多職種合同意見交換会等に参加します

(8)~(9) (略)

VI 機能強化型地域包括支援センターの設置等

平成 26 年 6 月の介護保険法改正により、地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」や「認知症総合支援事業」等が位置付けられました。

このため、従来の地域包括支援センターの業務に加えて、社会福祉法人清幸会に設置している地域包括支援センター緑風苑を、以下の業務を担う機能強化型地域包括支援センターとして指定し、地域包括ケアシステムの推進につなげていきます。

1 機能強化型地域包括支援センターの業務

以下の事業は市内全域を対象とします。

(1) 認知症施策での業務

認知症地域支援推進員 1 名 を配置し、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を取りまとめ、地域における認知症の課題の把握を行うとともに、個別ケースに対して認知症初期集中支援チームの活用等の調整の他、協働で支援を行います。

また、定期的に認知症地域支援推進員会議を開催し、市とともに認知症施策を推進します。

さらに、市が設置する認知症初期集中支援チームのチーム員（行田市認知症対策総合支援事業実施要綱第4条第3項）2名以上を配置し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

(2)～(3) (略)

VII～IX (略)

X その他

地域支援事業の実施については、平成18年6月9日付け老発第0609001号「地域支援事業の実施について」（最終改正令和4年3月28日付け老発0328第1号）、平成17年12月19日厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター業務マニュアル」及び平成18年10月18日付け老計発第101800号、老振発第1018001号、老老発第1018001号「地域包括支援センター設置運営について」（最終改正平成30年5月10日付け老総発0510第1号、老高発0510第2号、老振発0510第3号、老老発0510第1号）を遵守して実施するものとします。

また、各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては、市が別に定めることとします。

なお、「地域支援事業の実施について」、「地域包括支援センター業務マニュアル」及び「地域包括支援センター設置運営について」が改正された場合は、最新を優先するものとします。

また、定期的に認知症地域支援推進員会議を開催し、市とともに認知症施策を推進します。

さらに、市が設置する認知症初期集中支援チームのチーム員（認知症地域支援推進員と医療保健福祉に関する国家資格保有者又は認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験のある者）1名を配置し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

(2)～(3) (略)

VII～IX (略)

X その他

地域支援事業の実施については、平成18年6月9日付け老発第0609001号「地域支援事業の実施について」（最終改正令和3年9月21日付け老発0921第3号）、平成17年12月19日厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター業務マニュアル」及び平成18年10月18日付け老発第1018001号「地域包括支援センター設置運営について」（最終改正平成30年5月10日）を遵守して実施するものとします。

また、各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては、市が別に定めることとします。

なお、「地域支援事業の実施について」、「地域包括支援センター業務マニュアル」及び「地域包括支援センター設置運営について」が改正された場合は、最新を優先するものとします。